

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

	◇ 告 示	ページ
○ 平成 2 5 年 9 月北九州市議会定例会の招集【総務企画局総務部総務課】		2 3 3 3
	◇ 公 告	
○ 一般競争入札による市有財産の売払い【産業経済局農林水産部水産課】		2 3 3 4
	◇ 上下水道局	
○ 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】		2 3 3 8

北九州市告示第348号

平成25年9月北九州市議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年9月3日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 期日 平成25年9月10日
- 2 場所 北九州市議会議事堂

北九州市公告第692号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年9月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部水産課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成25年9月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部水産課

イ 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

公告日から平成25年9月23日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 別表のとおり

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所7階71会議室

5 入札保証金

(1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

6 入札に参加することができる者の資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び契約規則第2条に定めるところによる。

7 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受け、市は、補償の責めを負わない。

9 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部水産課

(2) 受付期間

平成25年10月7日から平成26年3月31日まで（日曜日、土曜日及び休日並びに平成25年12月28日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

10 入札に係る問い合わせ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部水産課

電話 093-582-2086

別表

区 画 番 号	売 り 払 う 物 件				入 札 日 時
	所 在 地	公 簿 地 目	実 測 面 積 (㎡)	最 低 売 却 価 格 (円)	
6	若松区大字安屋 3 6 8 4 番地 6	宅地	254.71	7,650,000	平成 2 5 年 9 月 2 4 日 (火) 午前 9 時 3 0 分
8	若松区大字安屋 3 6 8 4 番地 8	宅地	254.96	7,580,000	平成 2 5 年 9 月 2 4 日 (火) 午前 1 0 時
10	若松区大字安屋 3 6 8 4 番地 1 0	宅地	255.00	7,500,000	平成 2 5 年 9 月 2 4 日 (火) 午前 1 0 時 3 0 分
12	若松区大字安屋 3 6 8 5 番地 1	宅地	258.56	7,530,000	平成 2 5 年 9 月 2 4 日 (火) 午前 1 1 時
17	若松区大字安屋 3 6 8 6 番地 2	宅地	254.98	7,430,000	平成 2 5 年 9 月 2 4 日 (火) 午前 1 1 時 3 0 分
18	若松区大字安屋 3 6 8 6 番地 3	宅地	254.97	7,430,000	平成 2 5 年 9 月 2 4 日 (火) 午後 1 時
19	若松区大字安屋 3 6 8 6 番地 4	宅地	255.01	7,430,000	平成 2 5 年 9 月 2 4 日 (火) 午後 1 時 3 0 分
20	若松区大字安屋 3 6 8 6 番地 5	宅地	252.69	7,510,000	平成 2 5 年 9 月 2 4 日 (火) 午後 2 時
23	若松区大字安屋 3 6 8 6 番地 1 5	宅地	254.72	7,800,000	平成 2 5 年 9 月 2 4 日 (火) 午後 2 時 3 0 分

28	若松区大字安屋 3687番地1 5及び3687 番地16	宅地	339.98	10,110,000	平成25年9月 24日(火) 午後3時
29	若松区大字安屋 3687番地4	宅地	255.00	7,580,000	平成25年9月 24日(火) 午後3時30分
30	若松区大字安屋 3687番地5	宅地	254.99	7,580,000	平成25年9月 24日(火) 午後4時
39	若松区大字安屋 3688番地2	宅地	268.59	7,820,000	平成25年9月 25日(水) 午前9時30分
40	若松区大字安屋 3688番地3	宅地	268.59	7,820,000	平成25年9月 25日(水) 午前10時
41	若松区大字安屋 3688番地4	宅地	268.59	7,820,000	平成25年9月 25日(水) 午前10時30分

北九州市上下水道局告示第32号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

平成25年9月3日

北九州市上下水道局長 富 増 健 次

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
3144	株式会社戸高工業 戸高直哉	北九州市小倉南区徳力二丁目9番15号	平成25年9月1日から平成30年5月31日まで